

# 公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金の交付の申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 補助金 公益財団法人徳島県農業開発公社（以下「公社」という。）が公社以外の者に対して交付する補助金をいう。
- 二 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 三 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- 四 とくしまブランド 「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例（平成20年徳島県条例第57号）」第2条第1項第四号規定の「とくしまブランド」をいう。

(交付の対象及び補助率等)

第3条 公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事（以下「代表理事」という。）は、別表1から5までの補助事業者の欄に掲げる者が行う次に掲げる補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の対象として代表理事が定める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 一 農地集積事業
- 二 勝ち抜く！園芸産地強靱化事業
- 三 「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」推進事業
- 四 輸出事業者販路開拓支援事業
- 五 貨客混載出荷体制整備事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1から5までに定めるところによる。

3 補助金の額は、1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

(流用の禁止)

第4条 前条第1項第一号から第5号に掲げる事業の経費は、相互に流用してはならない。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に代表理事が定める書類を添えて、代表理事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 代表理事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべ

きものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、当該補助事業者に交付決定通知書（別記様式第2号）を送付するものとする。

- 2 代表理事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金交付の決定をするものとする。
- 3 第5条第2項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行うものとする。
- 4 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第14条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第3号）により、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに公社に報告しなければならない。
- 5 公社は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する補助金等の返還を命ずることができる。

（決定をしないことがある場合）

第7条 前条の規定にかかわらず、代表理事は、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことがある。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 2 代表理事は、補助金の交付の申請をした者が前項各号のいずれかに該当するかどうかについて、必要に応じ警察本部長に照会することができる。

（補助金の交付の条件）

第8条 代表理事は、補助金の交付の決定をする場合においては、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 補助事業者は、次に掲げる事項について、計画変更が必要になった場合（第10条に定める軽微な変更を除く。）には、変更等承認申請書（別記様式第4号）に代表理事が定める書類を添えて、代表理事に対し、提出しなければならない。

- ア 補助事業に要する経費の配分の変更
- イ 補助事業の内容の変更
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止
- エ 補助事業の実施期間の変更

- 二 補助事業者は、補助事業に係る間接補助金（補助事業者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部として、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。以下同じ。）の交付の決定をする場合においては、補助金の交付の決定に付された条件及びこの要綱に定める事項と同一の条件を付すものとする。

- 三 補助事業者は、間接補助金の財源に充てるべき補助金の交付を前金払又は概算払により受けた場合においては当該交付を受けた補助金の額が、既に間接補助事業者（間接補助金の交付の対象となる事務又は事業を行う者をいう。以下同じ。）に対して交付している間接補助金の額を超えているときは、遅滞なく、当該間接補助事業者に対し、その超えている額に相当する金額の間接補助金を交付しなければならない。

- 四 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに代表理事に報告し、その指示を受けるべきこと。

- 2 代表理事は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、第6条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、取下げ申請書(別記様式第5号)により取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(軽微な変更)

第10条 代表理事が定める軽微な変更は、別表1から5までの重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 代表理事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更に より特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、 又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事 業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による取消し又は変更をした場合について準用す る。

(状況報告)

第12条 代表理事は必要であると認めるときは、補助事業者に補助事業の遂行の状況を 記した補助事業遂行状況報告書(別記様式第6号)を、指定する日までに提出するよう 求めることができる。

(補助事業の遂行等の命令)

第13条 代表理事は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金 の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、 その者に対し、これらに従つて当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 代表理事は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、 当該補助事業の遂行の一時停止を命ずる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたとき を含む。)は、その日から、1か月を経過した日又は補助金の交付決定のあつた年度の 3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記様式第7号)に定める書類を添 えて、代表理事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 代表理事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の 書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査 し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助 金確定通知書(別記様式第8号)を送付するものとする。

(補助金の請求)

第16条 第15条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第9号) に当該通知に係る通知書の写しを添えて代表理事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払い)

第17条 代表理事は、前条の規定による補助金の額の確定等の通知を行った後、補助事業者から補助金請求書(別記様式9号)を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(概算払等の請求)

第18条 代表理事は、市町村に限り、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を前金払又は概算払により交付することができる。

2 市町村長は、前項の規定による補助金の前金払又は概算払を受けようとするときは、第16条の補助金請求書(別記様式9号)に代表理事が必要と認める書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第19条 代表理事は、第14条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることがある。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(決定の取消し)

第20条 代表理事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等若しくはこれに基づく代表理事の処分に違反したとき、又は第7条第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第6条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第21条 代表理事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 代表理事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第22条 補助事業者は、第19条第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を公社に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、

納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を公社に納付しなければならない。

- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(理由の提示)

第23条 代表理事は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(書類の保管等)

第24条 補助事業者は、市町村の場合にあつては、当該補助事業に係る補助金と当該補助事業に係る当該市町村の予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書を作成保管し、市町村以外の者の場合にあつては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間、整理保管しておかななければならない。

(財産の処分の制限)

第25条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産でその購入に要した経費の額が一件につき10万円以上の施設並びに機械装置及び器具を、代表理事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を経過した場合は、この限りでない。

(雑則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年10月 日から施行する。